

=建設業関連業務委託における検査制度の導入について=

【制度概要】

検査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係コンサルタント設計業務 ・設計業務価格 100 万円以上（税抜き） ※工事発注に直結する詳細設計のみ対象とする。 このうち、成績評定は 500 万円以上を対象とする。 ・特記仕様書添付にて検査の有無を明確にする。 <p>【将来的に検査対象として導入を検討する業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木関係コンサルタント業務のうち詳細設計業務以外の業務 ・測量業務 ・地質調査業務 ・補償関係コンサルタント業務 ・建築関係コンサルタント業務（静岡県未導入）
対象の有無	<p>各設計図書の特記仕様書に対象の有無を明示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査対象である旨を記載 ・成績評定の有無を記載
検査内容 (評定内容)	<p>国土交通省委託業務成績評定基準に準拠 = 考査項目 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案力、改善力 ・業務執行技術力 ・施工時の配慮（施工計画） ・コスト把握能力 ・工程管理能力 ・品質管理能力 ・迅速性 ・説明力、プレゼンテーション能力 ・取組み姿勢 ・成果品の品質
検査の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・契約約款第 32 条に基づき完了後 10 日以内に検査。 ・主管課は、完了通知書受理から 3 日以内に検査依頼。
評定者	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課（担当監督員、主任監督員） ・技術政策課（検査員） <p>（将来方針）兼務検査員の拡充、部内検査等検査員制度を整備する。</p>
検査結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者に対して通知を行う ・受注者は 5 日以内に説明請求ができる（工事検査と同様）
説明請求等 (不服申立て)	<p>静岡市建設工事請負契約等における入札及び契約の過程並びに工事成績の評定並びに入札参加停止等の措置に関する苦情処理要綱の一部を改定。</p>

(案)

検査有り、成績評定無し

業務完了時の検査に係る特記仕様書

本委託業務における契約約款第 32 条の検査は、静岡市委託業務検査規則に基づき実施する。また、業務内容が複数業務にわたる場合、設計業務のみ技術政策課による検査を実施し、その他の業務については当該所管課による検収を行う。

ただし、設計変更等により業務内容の変更があった場合はこの限りでない。

(案)

検査有り、成績評定有り

業務完了時の検査に係る特記仕様書

本委託業務における契約約款第 32 条の検査は、静岡市委託業務検査規則に基づき実施する。また、業務内容が複数業務にわたる場合、設計業務のみ技術政策課による検査を実施し、その他の業務については当該所管課による検収を行う。

なお、設計業務の業務価格（消費税を含まない）が 500 万円以上の詳細設計については、静岡市委託業務等成績評定考査基準による成績評定の対象とする。

ただし、設計変更等により業務内容の変更があった場合はこの限りでない。